

In depth

A look at current financial reporting issues

inform.pwc.com

pwc

January 2015

No.INT 2015-02

目次

背景	1
実務上の論点	2

IFRS 第9号: 銀行業の予想信用損失に関する開示

要点

国際財務報告基準(IFRS)第9号「金融商品」は信用リスクおよび予想信用損失引当金に関する大幅な追加の開示要求を導入しています。これらの新しい要求を満たすために必要なデータおよびシステムについて理解することは、IFRS第9号プロジェクトの範囲の網羅性を確保し、追加的費用を発生させプロジェクトのタイミングに影響を及ぼす可能性のあるプロジェクト後半における修正を回避するために、非常に重要となります。

単にIFRS第9号に含まれる開示例を複製するだけでは、要求される重要な情報が欠落するリスクがあります。これらの開示要求を、内部的な経営報告や投資家へのコミュニケーションを含めたより広範な検討事項の一部とすることで、重要な便益がもたらされる可能性もあります。

本資料では、主要な検討事項とそれらが実務においてどのような重要性を持つのかを詳しく説明します。

背景

IFRS第9号はその他の会計基準への結果的修正を含みます。最も大幅な修正はIFRS第7号「金融商品: 開示」に対するもので、信用リスクおよび予想信用損失引当金に関する大幅な追加の開示が導入されます。これらの開示に必要な情報とデータの特定は、多くの場合に詳細な分析が必要となり、単純なものとはならないでしょう。

- 銀行はIFRS第9号の開示例を単に複製しようとするべきではありません。単純化され過ぎてポートフォリオの複雑性が反映されないリスクがあります。
- 何を区分して開示すべきかを識別するために、通常は、公表されている開示よりも詳細な分析が必要になります。

また、新しいIFRS第7号の開示に必要なデータと、IFRS第9号が求めるその他の利害関係者への広範な報告に対処するために必要なデータは、大幅に重複する可能性があります。この広範な報告の例としては以下があります。

経営者の報告—IFRS第9号の損失評価引当金の変動は何が原因であり、どの要因が最も影響を与えているか。

事業計画および予測—将来に損失評価引当金がどの程度変動する可能性があるか、また重要な感応度は何か。

投資家およびアナリストの質問—マクロ経済的な仮定およびその他の要因の変化が損失評価引当金にどのような影響を及ぼしたか。

規制当局からの要請—年次報告書または非公開の報告書における、開示強化専門委員会(EDTF)およびその他の追加的な「ベストプラクティス」開示。

したがって、これらすべての要求を満たすために必要なデータおよびシステムについて理解することは、IFRS 第 9 号プロジェクトの範囲の網羅性を確保し、追加的費用を発生させプロジェクトのタイミングに影響を及ぼす可能性のあるプロジェクト後半における修正を回避するために、非常に重要となります。

実務上の論点

「ロールフォワード」調整表

先にも述べた潜在的な複雑性および検討事項を説明するのに、損失評価引当金の期首残高から期末残高への調整表（「ロールフォワード」調整表と呼ばれることもある）の表示を求める IFRS 第 7 号の第 35H 項の要求事項が良い例となります。

この調整表は金融商品のクラス別、かつ、それぞれのクラスをステージ 1、2 および 3、もしくは、購入または組成した信用減損資産に区分することが求められます。住宅ローンについての開示がどのようなものかを例示している IFRS 第 9 号の設例（裏付けとなる説明を含む）を以下に再現しています。

住宅ローン—損失評価引当金	12 か月 予想信用損失	全期間 予想信用損失 (集成的評価)	全期間 予想信用損失 (個別評価)	信用減損 金融資産 (全期間 予想信用損失)
千 CU				
損失評価引当金				
XXXX 年 1 月 1 日現在	X	X	X	X
1 月 1 日時点で認識されていた 金融商品に起因する変動	X	-	(X)	-
- 全期間予想信用損失への移行	(X)	X	X	-
- 信用減損金融資産への移行	(X)	-	(X)	X
- 12 か月予想信用損失への移行	X	(X)	(X)	-
- 期中に認識を中止した金融資産	(X)	(X)	(X)	(X)
新規に組成または購入した金融資産	X	-	-	-
直接償却	-	-	(X)	(X)
モデルおよびリスク変数の変化	X	X	X	X
為替換算およびその他の増減	X	X	X	X
損失評価引当金				
XXXX 年 12 月 31 日現在	X	X	X	X

損失評価引当金の変動に寄与した、住宅ローンの総額での帳簿価額の重要な変動は以下のとおりです。

- ABC プライムモーゲージのポートフォリオを取得したことにより、住宅ローンの帳簿価額が X% 増加し、それに伴い、12 か月ベースで測定される損失評価引当金が増加しました。
- 現地市場の崩壊を受けての DEF ポートフォリオの直接償却 CUXX により、減損の客観的証拠がある金融商品に対する損失評価引当金が CUX 減少しました。
- X 地方において失業者の増加が予想されることにより、損失評価引当金が全期間予想信用損失と同額となる金融商品が純増し、これにより全期間予想信用損失引当金が CUX 純増しました。

出典:IFRS 第 9 号 IG20B 項

この開示例は出発点としては役に立つものではありませんが、あくまで例を示すためのものです。したがって、住宅ローンまたはその他の種類の貸付金について、調整表上で単独の項目として、もしくは裏付けとなる説明の開示のいずれかとして、必要とされる可能性のあるいくつかの項目が含まれていません。以下にそれらの例をあげます。

- **モデルおよびリスク変数:** 開示例では、モデルとリスク変数の変化による影響が一行に合算されています。実務では、これにより、信用格付けの変更、モデルの仮定の変更、または将来予測的な情報の変更など、さまざまな要因の影響が合算されてしまう可能性があります。特に、上述の、説明による開示の例示のように、景気見通しの悪化により損失評価引当金が著しく増加するような局面では、これらの要因のいくつかは、個別に重要であり、単独の開示が必要となる場合があります。加えて、IFRS 第 9 号のモデルを開発する際には、新規モデルの精度に関して経営者を納得させるために、モデルの開発および検証手続きにおいて、とりわけストレス・シナリオにおける、個々の要因の影響を示す詳細なデータが通常、必要とされます。
- **時の経過:** 損失評価引当金はさまざまな形で時の経過による影響を受ける可能性があります。時の経過に伴い、予想信用損失の割引の影響は減少していきます。これは銀行の減損引当金の増減の既存の開示にすでに一般的に含まれている項目となっています。期末日時点で資産の残存期間が 1 年未満の場合、債務不履行の発生確率(「PD」)を低下させる時の経過も損失評価引当金を減少させる一因となります。この PD は多くの場合に 12 か月の PD を 365 で除したものに満期までの日数を乗じて計算されます。これは特に、無担保の個人ローンのような短期の貸付金ブックに当てはまります。こうした個人ローンでは、新規ビジネスによる損失評価引当金の増加と、満期に近い、または既に満期を迎えた貸付金による損失評価引当金の減少が組み合わせられることで、全体的には損失評価引当金が一定の水準を維持する場合があります。
- **全期間予想損失への移行:** 開示例は、資産がステージ1からステージ2またはステージ3へ移動する場合の12か月予想信用損失の移行を示す行を含んでいます。しかしながら、資産がステージ1からステージ2またはステージ3に移行する場合には、全期間信用損失を認識しなければならないことを考慮すると、多くのケースで必要とされる損失評価引当金が増加(著しく増加する可能性あり)することになります。この増加は開示例の中では区分して示されていませんが、当情報の利用者が関心を持ち、また多くの銀行にとっては前期比増減の重要な構成要素となる可能性があります。
- **認識を中止した資産:** 「期中に認識を中止した金融資産」の行には、期中に完全に認識を中止した貸付金と同様に、部分的な認識の中止の事象が損失評価引当金に与える影響も含める必要があります。毎月の住宅ローンの元本および利払いの受取がこの一例といえます。現在、キャッシュ・マネジメントと会計および(または)リスク・システムが強固に連携していない場合、部分的な認識の中止の事象の影響を算出するのが困難となる場合があります。
- **貸付金の条件変更:** IFRS 第 9 号においては、契約上のキャッシュ・フローの現在価値を減少させる貸付金の条件変更は通常、条件変更による損失をもたらす、結果として、損失評価引当金を減少させる必要があります。このような例には、支払利息の割引や満期日の延長(多くの場合に「支払猶予」と称される)が含まれます。このような条件変更による損失評価引当金の増減は、開示例においては調整表においても、関連する説明的記述においても、個別に表示されていません。条件変更された資産(後述する「条件変更」を参照)に関して IFRS 第 9 号が要求するその他の開示を考慮すると、いくつかの銀行にとっては、内部的に整合性をとり、相互参照を可能にするためにも、貸付金の条件変更が損失評価引当金に与える影響を調整表の中で区分して表示することが望ましい場合があります。
- **総額での帳簿価額の変動と信用度の変化:** 金融商品の総額での帳簿価額の変動が損失評価引当金の変動に及ぼした影響の程度を説明することを要求している IFRS 第 7 号第 351 項の要求事項に対応する際にも、貸付金の条件変更の影響を考慮する必要があります。この要求事項は IFRS 第 9 号 IG20B 項において同様の「ロールフォワード」調整表を用いて説明されています。

新規に組成した貸付金またはステージ1からステージ2への移行等、損失評価引当金の「ロールフォワード」調整表の内のいくつかの項目は、総額での帳簿価額の変動または信用度の変化のいずれかから生じることが明らかです。しかし、「為替換算およびその他の増減」のような項目はその両方から生

じ得ます。したがって、変動の原因を明らかにするような行の名称を選択するのが有益な場合があります。これは、損失評価引当金の「ロールフォワード」調整表の中で、総額での帳簿価額の変動が原因である項目と信用リスクの変化が原因である項目をグルーピングする場合にも役に立つ可能性があります。

- **信用減損金融資産の購入または組成:**これらの資産の損失評価引当金への影響は IFRS 第 9 号 IG20B 項の開示例からは除外されていることが明記されており、IFRS 第 7 号 35H(c)項の調整表が必要とされます。これは、実務においては、追加の列を調整表に含めることで対処できる場合があります。

これらの論点からもわかるように、開示様式のデザインおよび関連するデータ要件の範囲決定は最初に想定したよりもはるかに複雑である可能性があります。したがって、多様な新規の開示要求の詳細なプランニング分析の実施は IFRS 第 9 号プロジェクトのカギを握る部分となるでしょう。

感応度

IFRS 第 7 号第 35G 項は、損失評価引当金の測定に用いたインプット、仮定および見積技法の説明を具体的に要求しています。それらのインプット、仮定、または見積技法に対する損失評価引当金の感応度も開示することについて具体的な要求事項は含まれていません。とはいうものの、感応度は、いくつかの理由から計画段階より検討されなければいけないエリアです。

IAS 第 1 号第 125 項は、報告期間の末日における、見積りの不確実性の主要な発生要因のうち、翌事業年度中に資産および負債の帳簿価額に重要性のある修正を生じる重要なリスクがあるものを開示することを要求しています。大半の銀行にとっては、損失評価引当金はそのようなリスクを生じさせます。IAS 第 1 号第 129 項 (b) は、そのような開示の例には、帳簿価額の、その計算の基礎となる方法、仮定および見積りに対する感応度(その感応度の理由を含む)を含むと述べています。

また、重要な感応度は、業績および将来見込まれる損失評価引当金の増減の説明においても、経営者、投資家およびアナリストが関心を持つ可能性があります。二つの銀行が異なるマクロ経済的な仮定を用いている場合、投資家やアナリストは、損失評価引当金のそれらの仮定に対する感応度を理解することによって、その仮定の差異によって起こり得る影響を理解できる場合があります。

開示の詳細さ

IFRS 第 7 号第 35D 項は、企業は新しい信用リスクの開示要求の全般的な目的を達成するために、どの程度の詳細さで開示するかを検討しなければならないと述べています。提供する詳細さのレベルは、結果として生じるデータ要件に重要な影響を及ぼす可能性があるため、プランニングの主要な検討事項となります。現在の経済的状況および、その結果として生じる損失評価引当金の構成とその増減が同じ状態のままである可能性は少ないため、適切な詳細さのレベルを決定するに際しては、将来起こり得る経済的なシナリオを考査する必要があるとされています。複数の地域において複数の資産クラスを持ち事業を行う銀行にとっては、提供する詳細さのレベルの決定は特に重要となりそうです。

これらの開示のデザインをさらに困難にするのが、IFRS 第 9 号の損失評価引当金の算出に固有の複雑性です。例えば、特定の地域において損失評価引当金の算出に複数のマクロ経済的なシナリオを使用しても、異なる地域においては異なるシナリオのセットが適切であるかもしれません。したがって、適切な詳細さのレベルで、かつ年次報告書の前半部分の信用リスク開示と統合された開示を作り出すためには、前もっての準備が重要となります。

条件変更

IFRS 第 7 号第 35J 項は、損失評価引当金が全期間予想損失(すなわち、ステージ 2 またはステージ 3)で測定される金融資産に対する条件変更(認識の中止を生じるものは除く)の内容と影響を説明する開示を要求しています。これらの開示には、条件変更による利得または損失(純額)を含みます。信用リスクのセクションに含まれているにもかかわらず、当該開示は信用が理由の条件変更(つまり、支払猶予)だけでなく「すべての」条件変更を対象にするという見解があります。網羅的でないリスクを考慮すると、銀行にとっては実務上、ステージ 2 またはステージ 3 と考えられる貸付金だけではなく、すべての条件変更された貸付金のデータを最初に収集するのが最も簡単かもしれません。支払猶予以外の理由での重要な条件変更があった場合には、当該情報の利用者がそれらの条件変更もまた信用の悪化に関連していると思なすことを防ぐために、銀行はこれらの条件変更を区分して開示することを望むかもしれません。これを達成するには、条件変更の理由に関して、しっかりとリアルタイムのデータを収集することが重要となるでしょう。

その他

適用が最も難しいと考えられる上記の開示に加えて、他にもさまざまな新規開示が要求されています。損失評価引当金の測定および IFRS 第 9 号適用の影響の説明に対する情報利用者の見識を考慮すると、彼らが特に興味を持つであろう開示には以下のものがあります。

- 金融商品の信用リスクが当初認識以降に著しく増大しているかどうかを企業がどのように決定しているか(以下にあげる項目を含む)。
 - (i) IFRS 第 9 号第 5.5.10 項に基づいて金融商品は信用リスクが低いと思なされた(したがって、信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと思なすことができる)かどうか、またどのようにその判断がなされたか。これには適用される金融商品のクラスを含む。
 - (ii) IFRS 第 9 号第 5.5.11 項の期日経過が 30 日超の金融資産には当初認識以降に信用リスクの著しい増大があるという推定に反証した場合には、当該推定にどのように反証したのか。
[IFRS 第 7 号第 35F 項(a)]
- 企業が債務不履行をどのように定義しているか。(当該定義を選択した理由を含む)
[IFRS 第 7 号第 35F 項(b)]
- 予想信用損失を集合的に測定している場合に商品をどのようにグルーピングしたのか。
[IFRS 第 7 号第 35F 項(c)]
- IFRS 第 9 号セクション 5.5 の適用開始日において、IAS 第 39 号に基づく期末の減損引当金および IAS 第 37 号に基づく期末の引当金を、IFRS 第 9 号に基づいて決定された期首の損失評価引当金に調整することを可能とする情報。金融資産については、この開示を IAS 第 39 号および IFRS 第 9 号に従った関連する金融商品の測定区分ごとに提供しなければならず、測定区分の影響がその日現在の損失評価引当金に与える影響を区別して示さなければならない。[IFRS 第 7 号第 42P 項]

This publication has been prepared for general guidance on matters of interest only, and does not constitute professional advice. You should not act upon the information contained in this publication without obtaining specific professional advice. No representation or warranty (express or implied) is given as to the accuracy or completeness of the information contained in this publication, and, to the extent permitted by law, PricewaterhouseCoopers LLP, its members, employees and agents do not accept or assume any liability, responsibility or duty of care for any consequences of you or anyone else acting, or refraining to act, in reliance on the information contained in this publication or for any decision based on it.

© 2015PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.